

平成十四年法律第二百三十七号
独立行政法人国際交流基金法

目次

第一条 総則（第一条—第六条）	第二章 役員及び職員（第七条—第十二条）
第三章 業務等（第十二条—第十六条）	第四章 雜則（第十七条—第二十一条）
第五章 罰則（第二十二条—第二十四条）	附則
	第一章 総則
	（目的）この法律は、独立行政法人国際交流基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、独立行政法人国際交流基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるなどを目的とする。（名称）	第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際交流基金とする。（基金の目的）
第三条 独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある对外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。（中期目標管理法人）	第三条の二 基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。（事務所）
第四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。（資本金）	第五条 基金の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。（業務の範囲）
第五条 基金は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。	第六条 前項に規定する独立行政法人の名称は、政令で定める。

第七条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。（役員の職務及び権限等）	第八条 基金に、役員として、理事三人以内を置くことができる。（理事の職務及び権限等）
第九条 基金は、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。（役員及び職員の秘密保持義務）	第十条 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。（理事の任期）
第十一条 基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。（役員及び職員の地位）	十三条 前項に規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。（理事の任期）
第十四条 基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額から同項の規定による変更の認めを受けたときは、その変更後のもの）の定めることにより、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。（積立金の処分）	第十五条 基金は、業務の運営に必要な財源をその運用によって得るために運用資金を設け、附則第三条第六項後段の規定により外務大臣が示した金額及び第五条第二項の規定により政府が支拂った金額並びに運用資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
第十五条 基金は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。（一）国際文化交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へい（二）海外における日本研究に対する援助及びあつせん並びに日本語の普及	第十六条 通則法第四十七条及び第六十七条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

第十六条 通則法第四十七条及び第六十七条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。（運用資金の運用）	第十七条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他の国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受け、外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、基金に対し、第十二条に規定する業務又は基金の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。（緊急の必要がある場合の外務大臣の要求）
第十八条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。（一）第十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。	第十九条 基金は、外務大臣から前項の規定による求めに応じなければならぬ。（財務大臣との協議）

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日